

委託仕様書

1. 委託名 平成31年度 駅舎一般廃棄物運搬処理業務委託(単価契約)

2. 履行場所 千葉都市モノレール株式会社 8駅舎(詳細は、以下の通り)

・千葉みなと駅	千葉市中央区中央港1-17-12
・市役所前駅	千葉市中央区千葉港地先道路
・千葉駅	千葉市中央区新千葉1-1-1
・千葉公園駅	千葉市中央区弁天3-464-1
・作草部駅	千葉市稲毛区作草部2-1-19
・天台駅	千葉市稲毛区天台1-1095-2
・穴川駅	千葉市稲毛区穴川79-1
・スポーツセンター駅	千葉市稲毛区天台6-212-6

3. 委託概要 本委託は、千葉モノレール各駅舎から排出される一般廃棄物(可燃物)を清掃工場まで運搬・処理するものである。

4. 業務内容

- (1)各駅の指定廃棄物集積所より一般廃棄物を収集車に積み込み清掃工場まで運搬・処理する。
- (2)収集日は、原則別表のとおりとするが、協議のうえ、決定する。
- (3)駅舎は、2階部分にあるため収集車を路上に駐車したうえでの作業となる(駐車場なし)。また、千葉駅を除く7駅の収集時間は5時30分から23時00分までの間で任意の時間とする。集積場所はいずれも改札内にあるものである。
なお、千葉駅のみ東口改札前バスロータリーへの車両進入時間が制限されているため、23時から0時もしくは、5時20分から6時00分までの間とする(千葉駅東口改札前バスロータリーの車両進入可能時間:23時00分~6時00分、千葉駅営業時間:5時20分~0時00分のため)。
- (4)駅舎下の道路は、交通量が多い時間帯もあるので、他の一般車両に支障をきたさないように作業する。
- (5)収集車積み込みは、迅速、丁寧に扱い、作業後は集積所の清掃を励行する。
- (6)収集車積み込み時は、発注者の指定したものが立ち会いのもと積込量の確認をするものとする。
- (7)千葉市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する条例に基づき、事業系一般廃棄物管理票を交付するので、適正に処理し、回付すること。なお、事業系一般廃棄物管理票の用紙代等は、受注者の負担とし、本委託に含むものとする。
- (8)受注者は、毎月、一般廃棄物運搬処理量集計表を作成し、提出するものとする。

5. 一般事項

(1) 法令の遵守

本委託の履行にあたり、受注者が雇用する者に対して労働基準法、最低賃金法その他関係法令を遵守すること。また、発注者から法令の遵守について、書類等の提出を指示された時は、ただちに提出すること。

(2) 環境配慮事項

千葉市では、環境負荷を低減するため、千葉市環境マネジメントシステム(C-EMS)により、省資源・省エネルギーの推進、3R(発生抑制、再使用、再生利用)の推進及びグリーン購入の推進等をする取組を行っているため、本業務を履行するうえで、可能な限り環境に配慮すること。

また、本業務に従事する職員の環境に関する研修を実施するとともに、発注者から環境に配慮する書類の提出を求められたときは、ただちに提出すること。

(3) 発注者側の指示に応じて必要な書類があれば提出すること。

(4) 受注者は、委託業務の上で本仕様書に明記なきもので必要と思われる作業については、発注者と協議するものとする。

(5) 業務完了時に所定の手続きに基づき、委託料の請求をすることができる。ただし、毎月の完了報告時に処理量のわかる報告書を提出し、発注者の確認を得たうえで、支払うものとする。

(6) 輸配送

ア 使用する自動車については次のとおりとする。

(ア) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成4年6月3日法律第70号)の対策地域内で登録可能な自動車であること。

(イ) 前記の規定にかかわらず、可能な限り低公害かつ低燃費な自動車を使用すること。

イ 履行の確認に関することについては、次のとおりとする。

(ア) 適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証、粒子状物質減少装置装着証明書等の掲示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出すること。

6. 契約方法 単価契約

7. 支払い方法 毎月の実績に基づき、1ヶ月ごとにまとめて支払うものとする。

8. 運搬処理量の換算値

処理量は、容量(ℓ)から重量(kg)換算することとし、70ℓ指定袋を1袋6kgとする。

※ シュレッダーゴミを含みます。

※ 段ボールは、回収数量には含まれません。

別表

各集積所からの収集品目及び収集曜日

収集箇所	品目	可燃ごみ 収集曜日
千葉みなと		水・土
市役所前		水・土
千葉		月・火・水・木・金・土
千葉公園		木
作草部		木
天台		水・土
穴川		水
スポーツセンター		火・木・土